

別表第1(第57条、第58条関係)

1. 必須評価項目

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式	
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※自己資本÷総資本×100	定量評価	3号
		○50%以上	4点				
		○30%以上50%未満	2点				
		○20%以上30%未満 ○20%未満	0点 -2点				
	流動比率の状況	短期的な支払能力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※流動資産÷流動負債×100	定量評価	4号
		○150%以上	4点				
		○120%以上150%未満	2点				
○100%以上120%未満 ○100%未満		0点 -2点					
過去3ヶ年の決算状況 (赤字の有無)	収益力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	定量評価	5号	
	○赤字なし	6点					
	○3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	4点					
	○3ヶ年のうち2ヶ年が赤字 ○3ヶ年のうち3ヶ年が赤字	2点 0点					
キャッシュフローの状況	営業キャッシュフローで評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※上場企業であるか否かにかかわらず、キャッシュフロー 計算書を作成していれば、その内容を評価する。	定量評価	6号	
	○1億円以上	4点					
	○5,000万円以上1億円未満	2点					
	○1,000万円以上5,000万円未満	0点					
	○0円以上1,000万円未満 ○営業キャッシュフローが0円未満、または、 上場企業でキャッシュフロー計算書を未作成	-2点 -4点					
固定長期適合率の状況	長期の資産と長期の負債のバランスを評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※固定資産÷(自己資本+固定負債)×100	定量評価	7号	
	○100%未満	4点					
	○100%以上125%未満	2点					
	○125%以上150%未満 ○150%以上	0点 -2点					
有利子負債月商比率の状況	財務健全性を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※有利子負債÷1月あたり売上高 ※「有利子負債」は、短期借入金、コマーシャルペーパー、長期借入金、社債、転換社債、新株引受付社債、受取手形割引高の合計。 ※「1月あたりの売上高」は売上高÷12ヶ月。 ※NPO法人等の公益法人については、「売上高」を「事業収益」に読み替えること。	定量評価	8号	
	○3倍未満	2点					
	○3倍以上6倍未満 ○6倍以上	0点 -2点					
売上高経常利益率の状況	経営効率や収益性を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※経常利益÷売上高×100 ※NPO法人等の公益法人については、「売上高」を「事業収益」に、「経常利益」を「評価損益等調整前当期経常増減額」に読み替えること。	定量評価	9号	
	○20%以上	4点					
	○5%以上20%未満	2点					
	○0%以上5%未満 ○0%未満	0点 -2点					
地域精進度	事業者の所在地	本店、支店、営業所等の所在地を評価		※市内または府内の本店、支店、営業所等の有無を評価	定量評価	10号	
		○市内に本店あり	15点				
		○市内に支店、営業所等あり	10点				
		○府内に本店、支店、営業所等あり ○府内に本店、支店、営業所等なし	5点 0点				
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価		※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市との協定等を締結しているときも評価の対象とする。	定量評価	11号	
		○協定締結あり	3点				
		○協定締結なし	0点				
事業者の実績・能力	事業者の同種・類似業務の実績	事業者の同種・類似業務受託実績を評価		※同種・類似業務での受託実績(受注内容及び受注金額)を評価する。評価対象は令和3年度～令和7年度中の受託実績とする。 ※「同種業務」とは、小学校学習指導要領解説体育編に基づいた小学校水泳指導業務とする。(グループ会社として他支店での実績を含む。) ※「類似業務」とは、学校園(認定こども園・幼稚園・保育園・中学校)における水泳指導委託業務とする。 ※「同規模」とは、500名規模の児童数の受託実績とする。(グループ会社として他支店での実績を含む。)	定量評価	12号	
		○同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	15点				
		○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	10点				
		○類似業務の業務受託実績あり	5点				
		○上記いずれも実績なし	0点				
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価		※「有効な国家資格等」とは、公益財団法人日本水泳連盟認定「基礎水泳指導員・水泳教師資格」、日本障害者スポーツ協会公認「初級パラスポーツ指導員」とする。 ※証明書、合格証等を提出	定量評価	13号	
		○資格あり	2点				
		○資格なし	0点				
	配置予定従事者の業務実績	同種・類似業務の実績の有無を評価		※「同種業務」とは、小学校学習指導要領解説体育編に基づいた小学校水泳指導業務とする。(グループ会社として他支店での実績を含む。) ※「類似業務」とは、学校園(認定こども園・幼稚園・保育園・中学校)における水泳指導委託業務とする。	定量評価		
		○責任者として同種業務に従事した実績あり	15点				
		○同種業務に従事していた実績あり	10点				
○類似業務に従事していた実績あり ○同種・類似業務に従事した実績なし		5点 0点					
配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種・類似業務内容に関する専門知識等の有無を評価		※「専門知識等」とは、「有効な国家資格等」以外の民間資格等をいい、一般社団法人日本スイミングクラブ協会「水泳インストラクター」、公益財団法人日本スポーツ協会「公認水泳コーチ1」、「水上安全法指導員」とする。 ※証明書、合格証等を提出	定量評価			
	○専門知識等あり	10点					
	○専門知識等なし	0点					
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価	4点	※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	定性評価	14号	
		適切な履行確保のための研修計画	4点	※研修対象は現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。			
履行体制	適切な履行確保のための業務体制	仕様書に基づく作業計画書の作成と業務内容を評価	20点	※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。	定性評価	15号	
品質保証への取組	品質マネジメントに関する取組状況	品質マネジメントに関する取組状況を評価		※登録証の写しを提出 ・ISO9001(品質マネジメントシステム) ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	定量評価	16号	
		○ISO9001の認証取得の有無	2点				
	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況を評価	2点	※苦情処理要領(マニュアル等)の有無、内容(役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須)	定性評価		
		必須評価 合計	120点				

2. 選択評価項目

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式
災害時等における業務体制	災害時の業務履行体制の整備	災害等緊急時において、適正に契約を履行できる社内体制の整備状況の評価	3点	※マニュアル、提案書を提出	定性評価	17号
	災害時における市への協力体制	災害時における通常の契約業務以外の市への協力についての提案の評価	2点	※提案書を提出	定性評価	
人権問題への取組	人権研修の実施状況	人権研修の実施の有無及びその内容を評価	5点	※研修報告書、研修に使用したテキスト等を提出	定性評価	18号
	セクシュアル・ハラスメント防止への取組	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等の有無とその内容を評価	5点	※セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する社内規定等（社内報、パンフレット可）の内容を評価する。 ※相談窓口（相談員）の設置（配置）状況を評価する。	定性評価	19号
情報保護に関する取組	個人情報保護に関する取組状況	個人情報保護に関する取組状況の評価	10点	※提案書、個人情報保護方針・マニュアル等、個人情報関連の資格認証の写し・登録証の写し等を提出	定性評価	20号
	情報セキュリティに関する取組状況	情報セキュリティ保護に関する取組状況の評価 ○ISO27001の認証取得の有無	10点	※登録証の写しを提出 ・ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム） ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	定量評価	21号
実施方針等	実施方針・フロー・工程表	業務の実施方法や実施体制、工程表等を評価	5点	※業務の実施方法の詳細や、児童への指導体制等を評価する。 ※実施方法、実施体制、工程表が記載されているものを提出する。	定性評価	22号
特定提案等	小学校における水泳指導に向けて、効果的な指導の提案	・水泳指導に関わる動向や他自治体の事例等を踏まえ、仕様書に基づいた効果的な各小学校のスケジュール・指導案・報告書等に関する提案を評価	40点	※提案書により確認	定性評価	23 - 1号
	学校からの移動手段の確保かつ移動時間の短縮	学校からスイミングスクールまで10分以内で、全児童（支援を必要とする児童を含む）及び職員の移動手段・安全な乗り降りができる場所を確保でき、かつ、移動時間の短縮を図るような工夫、もしくは、移動時間の短縮を図れる地域にあることについて評価		※移動時間の短縮を図るような工夫もしくは、移動時間の短縮を図れる地域にあることを評価する。 ※移動時間の短縮に関して、本業務に有益と考えられる独自の提案を評価する。 ※「移動手段」とは、徒歩・バス等、10分以内で移動が可能なものとする。 ※スクールバス等で移動できない児童は、別途、介護タクシー・UDタクシー等の移動手段を確保すること。 ※学校からスイミングスクールまでの移動時間（移動時間の短縮に係る工夫点を含む）を提出 ※スクールバス等の移動手段（台数等）・乗り降りの場所を提出 ※提案書により確認	定性評価	23 - 2号
選択評価 合計			80点			

備考 この表は、別表第2によらないで総合評価競争入札を行う場合に適用する。